

5

10

15

(2) 被告久保田

20

被告久保田は、平成16年4月に原告夢実が被告インシップと直接取引を開始した当時、被告インシップとの取引を担当しており、また、本件商品の原料として使用するイチョウ葉エキス抽出物としてギンコロン24Jを用いていると示した原料配合表等（乙5の2～6）を作成しつつ、本件商品の原料としてギンコロン24J以外のイチョウ葉エキス抽出物を使用したものである（前提事実(1)ア(ウ)、(2)イ、被告久保田本人）。そうすると、被告久保田は、本件合意の存在を認識しつつ、ギンコロン24J以外のイチョウ葉エキス抽

25

出物を用いて本件商品の製造を行ったと認められるから、民法709条に基づき、被告インシップに対する損害賠償責任を負う。

また、被告久保田は、平成17年9月30日から平成30年7月10日までの間は原告夢実の取締役であり（前提事実(1)ア(ウ)、その中で本件合意違反を行ったものであるから、会社法429条1項によっても被告インシップに対する損害賠償責任を負う。

さらに、被告久保田は、同月11日に原告夢実の代表取締役に就任し（前提事実(1)ア(ウ)、同月12日に本件取引停止を行ったものであるから、本件取引停止について、民法709条及び会社法429条1項に基づき、被告インシップに対する損害賠償責任を負う。

6

10

15

20

25